

I 人権教育推進計画策定にあたって

1 同和教育の理念・成果をいかして

同和教育は、これまで、学校教育及び社会教育の分野において、部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成と、人権尊重の精神が貫かれる社会の実現をめざして取り組まれてきました。

そして、次のような理念や成果を継承・発展させてきました。

- 差別の現実に向き合うことで、教職員をはじめ多くの人々が自らの差別意識を見返し、同和問題を自ら解決すべき課題として学ぶことで、人として、あるいは教職員として自己変革につなげてきました。
- 解放子ども会に通う子どもたちや保護者の思いを理解しながら学校や地域における同和教育を推進するなど、被差別の立場にある当事者に寄り添って、願いを聞き取り、教育課題として受け止める取組がなされました。
- 子どもたちの姿を、家庭や地域等の背景も含めて理解しようとし、課題のある子どもを中核に据え、一人一人が認められ、それぞれがつながる集団づくりの取組をしてきました。
- 差別・貧困等を背景とする子どもの長期欠席や不就学を克服する取組を行い、すべての子どもたちの教育を受ける権利等を保障しようとしてきました。
- 一人一人の違いを豊かさとしてとらえることや、子どもたちの自尊感情を育み、将来を展望していこうとする意欲を育成することなど、現在の学校教育が大切にしている視点を示してきました。
- 地域ごとの学習機会の充実や推進体制の整備が図られ、人権意識に支えられた温かな家庭、心の通い合う地域づくりに努めてきました。
- 同和問題の解決に向けた学習や取組みの深まりを、人権の大切さや様々な人権問題についての学習や取組へと広げていくことで、すべての人の基本的人権を尊重していくことが大切であるという機運をつくってきました。

このような同和教育の理念や成果をいかしながら、今後の人権教育を充実させていくことが求められています。

2 人権教育の指導方法等の在り方について

〔第三次とりまとめ〕の活用を

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、平成 20(2008)年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しました。

〔第三次とりまとめ〕では、人権教育をすべての学校における教育の根幹として位置づけ、全国の都道府県・市町村教育委員会及び各学校に対し、人権教育の積極的な推進を求めています。

さらに、文部科学省は、第三次までの〔とりまとめ〕が、教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組みにおいてどのように活用されているかを検証することを目的に、人権教育推進状況調査を平成 20(2008)年に行っています。

調査結果を受けて、「人権教育の指導方法等に関する調査研究委員会」は、次のような提言をしています。

(提言の一部を要約)

- 人権教育に関する推進方針・計画等の人権教育に関する基本的な方針等については、全ての市町村において策定されることが当然に期待されるものであること。
- 都道府県教育委員会の教育事務所単位での担当者研修や、市町村教育委員会における複数年次にわたる計画に基づいた担当者研修、各地域の校長会等が主催する管理職対象の研修といった取組の有機的な連携を図り、教職員の人権教育に関する研修を一層推進すること。
- 人権教育の推進方法について、自らが主体的な学習者の立場となる視点を研修等で経験しながら身につけることが重要であり、実習・演習型の研修や参加体験型の研修を一層広く活用すること。
- 〔とりまとめ〕をふまえた人権教育推進の取組状況について、学校種による差異が見られる。児童生徒の多様性をふまえた人権教育の取組は、あらゆる校種の学校において共通に求められるものであること。
- 保護者参画型の授業づくりや、地域の資源を活用した授業・教材づくり等の工夫を図り、学校・家庭・地域社会の連携・協力を一層推進すること。
- 〔第三次とりまとめ〕は、国連の総会決議等の内容にも見ることのできる、国際的にも最新の人権教育の理論的・実践成果もふまえながら、教育基本法に規定される教育の目的である「人格の完成」をめざす教育の基盤といえる、人権教育の在り方等を明示しているものである。再度、人権教育の意義、〔第三次とりまとめ〕の趣旨を十分に認識する必要があること。

〔第三次とりまとめ〕は、学校教育における人権教育の指導方法等について具体的な方策を示したのですが、社会教育においても積極的に活用が図られることが期待されます。

3 須坂市人権政策推進基本方針をふまえて

須坂市は、社会変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくために「須坂市人権政策推進基本方針」(平成 26(2014)年3月)を策定しました。

(「部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画(平成 12(2000)年策定)」及び「人権教育のための国連 10 年須坂市行動計画(平成 13(2001)年策定)」に替わるものです。)

● 人権教育・啓発の方針

- ・同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

◆ 学校における人権教育

- ・一人ひとりの児童生徒が発達段階に応じて、人権尊重に関する知識や理解を深め、互いに人権を尊重する心、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める「共に生きる心」を育てます。
- ・幼稚園・保育園・認定こども園、小・中・支援学校、高等学校と連携し、一貫した人権教育を進め、児童生徒がいそいそと学べる学校、学級づくりを進めます。
- ・教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育が実践できるよう指導力を高める取組を進めます。

◆ 社会における人権教育・啓発

- ・多様な人権課題について正しい理解と認識のもとに、具体的な行動や実践につながるよう、人権教育研修の機会と内容の充実に取り組みます。
- ・区(自治会)、公民分館、人権教育推進員、人権擁護委員、人権のまちづくり推進会議、企業人権教育推進会議等と連携し、効果的に教育・啓発が行われるよう情報提供を行います。
- ・地域や企業で共に活動する人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

家庭・地域

- ◇保護者が、子どもの人権感覚の育成に果たす役割の重要性を認識し、自らの人権感覚を高め、家庭教育の充実を図るよう支援します。
- ◇区や公民分館が行う町別人権問題学習会への講師派遣や情報・資料提供等の支援を行います。
- ◇地域における人権教育リーダーの育成のため、各地域との情報交換・共有の提供に努めます。

企業・職場

- ◇商工関係団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の推進や人権教育指導者の育成を要請し、企業の主体的な取組を支援します。
- ◇企業経営者等に対し、就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考と、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して啓発を行います。

● 「須坂市人権政策推進基本方針」の「分野別施策の方向性」に示された人権課題

- 1 同和問題 2 女性 3 子ども 4 障がい者 5 高齢者 6 インターネットによる人権侵害
7 犯罪被害者等 8 外国人 9 刑を終えて出所した人等 10 様々な人権課題

今後の須坂市の人権教育や啓発活動は、須坂市人権政策推進基本方針をふまえて進めていきます。